

令和元年(ネ)第4562号 国家賠償請求控訴事件

控訴人 渡部 薫

被控訴人 中央区

控訴人第2準備書面

令和2年7月30

日

東京高等裁判所第8民事部E係 御中

控訴人訴訟代理人弁護士 小林 嵩



1 法令等遵守義務について

被控訴人生活衛生課長X（以下「X」という。）は、一般職の公務員として中央区に配置された地方公務員であり、したがって、地方公務員法第32条により、職務を遂行するに当たっては関係法令を遵守する義務を負っている。この点を本件に即して言えば、Xは、住宅宿泊事業法第3条第1項に基づく本件各届出について、同法及び関係省令の定めを遵守する義務を負い、これらの法令によって定められた形式上の要件の適合性を確認した上で、住宅宿泊事業法施行規則第4条第7項に基づいて、届出番号を通知する義務を負っていたことが明らかである。

2 Xによる違法行為

- (1) 上記のとおり、Xは、地方公務員法第32条に基づいて、住宅宿泊事業法及び関係省令を遵守し、本件各届出がこれらの法令によって定められた形式上の要件に適合していることを確認した上で、控訴人に対して、届出番号を通知する義務を負っていた。
- (2) ところが、Xは、本件各届出に係る居室が、3号家屋に該当するかどうかを判断するに当たって、法定の添付書類ではない本件募集広告を考慮した。届出は一定の事項を通知する行為であって、形式上の要件を満たす限り、何らの行政庁の行為を待つことなく当然に法律上の効果を生じさせるものである。したがって、法定の添付書類に該当しない書類を考慮することは、形式上の要件該当性のみを問題にするという、届出制の本旨に反する取扱いである。
- (3) しかも、Xは、3号家屋に該当しない家屋の例示としてガイドライエに記載されている「民泊専用の新築投資用マンション」について、「新築」とは「建築から1年間」を言うとの理解を前提にしつつも、本件各届出に係る居室が、いずれも住宅宿泊事業法の施行日において建築から

1年間を経過しているにもかかわらず、そのことを看過して、上記のとおり、本件募集広告に依拠し、本件各届出に係る居室が「民泊専用の新築投資用マンション」に該当するとの誤った判断をして、平成30年6月12日、その旨を控訴人に通知した。

- (4) さらに、Xは、その後、原審判決第6頁以下のとおり、控訴人から、本件各届出が有効であるとの理解を前提として、種々の要請を受けたにもかかわらず、本件各届出に係る居室が「民泊専用の新築投資用マンション」に該当するとの誤った判断を堅持し、結果として、控訴人の適法なる本件各届出に応じて届出番号を通知しなかった。
- (4) Xは、職務の遂行に当たり、住宅宿泊事業法及び関係省令を遵守せず、もって、地方公務員法第32条に違反した。

3 Xの過失

中央区に配属された地方公務員として住宅宿泊事業法に基づく届出を担当するものである以上、Xとしては、届出制に関する正しい知識又は理解を習得していることは当然の前提として、かかる正しい知識又は理解に基づいて同法に関する職務を遂行する必要がある。然るところ、法定の添付書類ではない書類を考慮してはならないということは基本的な知識又は理解の部類に属するものであるし、「民泊専用の新築投資用マンション」(の「新築」の要件)に該当するか否かについて、住宅宿泊事業法の施行日を基準として判断するということも、基本的な知識又は理解の部類に属するものといえる。

さらに言えば、Xは、本件各届出に係る居室が「民泊専用の新築投資用マンション」に該当するとの判断を通知した平成30年6月12日以降も、控訴人から、同日中には何ら補正の機会を与えられずに受理を拒否されることは受け入れ難いとの連絡を、同月21日には、本件各届出について形式上の要件を満たしており届出義務を果たしたとの連絡を、同月28日には、本件各届出について足りないところがあれば指摘をいただきたいとの連絡を、同年7月10日には、本件各届出を拒否するのであれば、責任者の署名捺印入りで拒否理由を書面で通知して欲しい、届出は完了しているので、速やかに本件各届出の届出番号を交付されたいとの連絡を、同年8月1日には、本件各届出の届出番号を交付されたいとの再度の連絡を、同月29日には、本件各届出について補正の機会を設ける意向がないのであるから、拒否理由を明確にした上で届出書類を返却されたいとの連絡を、同年10月31日及び同年11月1日には、控訴人の届出に関する地位の確認を求める旨の連絡を、それぞれ受けている。すなわち、Xとしては、控訴人からの連絡内容を踏まえて、自身の判断が正しいものであるかを振り返り、また誤った判断を正す機会が十分に与えられていたものである。

そうとすれば、かかる機会も十分に与えられていたのにもかかわらず、本件各届出に係る居室が「民泊専用の新築投資用マンション」に該当するとの誤った判断を堅持したことについて、Xに過失があることは明らかである。

4 損害

控訴人は、住宅宿泊事業法の施行日である平成30年6月15日の1か月以上も前に届け出ており、Xの違法行為がなければ、同法の施行日には本件各届出について届出番号の交付を受けることができた。

Xの違法行為により結果は重大であり、本件各届出に係る居室のそれぞれについて、営業権の喪失にも等しい不利益を被ったと考えるので、控訴人としては、本来であれば、営業利益の10年分以上の損害を主張したいところであるし、最低でも、届出6の取下げに至った平成30年12月12日に至るまでの約6か月間については、営業利益の賠償を受けたいと考える。

以上